

事務連絡
令和5年5月11日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

内閣官房教育未来創造会議担当室

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」について（周知）

令和5年4月27日、教育未来創造会議において、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」、略称「J-MIRAI」が取りまとめられましたので、送付いたします。

第二次提言においては、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方や今後の方向性を整理したうえで、2033年までに

- ・日本人学生の海外留学者数を50万人
- ・外国人留学生の受入数を40万人
- ・外国人留学生の卒業後の国内就職率（国内進学者を除く）を60%

等の新たな指標を掲げております。

その上で、

- ・コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策
- ・留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備
- ・教育の国際化の推進

について、今後取り組むべき具体的方策を提示しております。

本提言で示された方向性について御理解いただくとともに、我が国の未来を担う人材育成に向けた取組強化への益々の御協力をよろしくお願いいたします。

国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄学校法人担当課、大学を設置する各学校設置会社担当課及び独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれてはその設置する学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課におかれては、その設立する公立大学法人及び当該法人が設置する公立大学及び公立高等専門学校に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。「専門学校等」という。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等及び学校（専門学校等を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

<教育未来創造会議 第二次提言について>

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html>



<教育未来創造会議について>

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/index.html>



（本件連絡先）

内閣官房教育未来創造会議担当室

TEL : 03-5253-4111（内線 3547） Fax : 03-6734-3519

03-6734-3547（直通）

E-mail : kmsouzou@mext.go.jp